



# 総合経済対策を閣議決定 政府

政府は11月22日、臨時閣議で「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定した。対策では、賃上げと投資がけん引する成長型経済への移行を確実なものにするため、①賃上げ環境の整備などを通じて日本経済・地方経済の成長、②物価高の克服、③国民の安心・安全の確保——を経済対策の柱としている。事業規模は39兆円程度で、今年度補正予算案を国会に提出し、年内の成立を目指す。

に講じ、地方創生を支えるインフラである物流を革新すると明記。

機能拡充、自動運転トラックによる幹線輸送サービスの自動化の社会実装を支援する。自動車運送事業者の高速道路の利用による労働生産性向上のために、高速道路料金金の大口・多頻度割引の拡充措置を1年間延長する。デジタル技術の活用、物流標準化・データ連携、自動化機器の導入、ドローン配送の拠点整備を支援するほか、水素・再生エネルギーの充填・充電設備の導入を支援する。

者の物流効率化の取り組み状況の調査や広報を行い、物流改善や標準的運賃の普及につなげるとも、荷主の物流効率化に資する取り組みを支援する。

今後の取り組みとして、ガソリン減税(いわゆる暫定税率の廃止を含む)については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得るとしている。

外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限定することにより、納品場所以外での業務、および運送業務に係る特定の付帯業務(オフィス家具を車両に積み込む業務およびオフィス家具の梱包材などの残材を引き渡す業務)を無償で行わせている疑いがあるもの。

主な対策では、「新たな地方創生施策(地方創生2.0)」の展開として、地域の生活環境を支える基幹産業などの活性化において「物流・交通」の中で、「2030年度に向けた政府の中期計画」に基づき、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容を柱とする施策を一体的に実施する。また、自動運転サービス支援道について、データ連携システムの開発・

の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

の確保

の確保

の確保

国土交通省、経済産業省、農林水産省は11月27日、「交通政策審議会交通物流部会・物流部会」を開催し、国交・経産・農水省の新物効法施行へ

今後のスケジュール(想定)としては、2025(令和7)年4月法律の施行(1)基本方針、荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準、判断基準に関する調査・公表など。2026(令和8)年4月法律の施行(2)特定事業者の指定、中長期計画の提出・定期報告、物流統括管理者(CLO)の選任など。なお、取りまとめのポイントは次の通り。

○基本方針のポイント

○荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

○特定事業者の指定基準等のポイント

## 新物効法施行へ

国交・経産・農水省は11月27日、「交通政策審議会交通物流部会・物流部会」を開催し、国交・経産・農水省の新物効法施行へ

今後のスケジュール(想定)としては、2025(令和7)年4月法律の施行(1)基本方針、荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準、判断基準に関する調査・公表など。2026(令和8)年4月法律の施行(2)特定事業者の指定、中長期計画の提出・定期報告、物流統括管理者(CLO)の選任など。なお、取りまとめのポイントは次の通り。

○基本方針のポイント

○荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

○特定事業者の指定基準等のポイント

○特定事業者の指定基準等のポイント

## 合同会議取りまとめ公表

合同会議は、今年5月に公布された改正物流効率化法の荷主・物流事業者などに対する規制措置の施行に向けた検討を行っており、基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準などの内容について審議していたもの。

○基本方針のポイント

○荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

○特定事業者の指定基準等のポイント

○特定事業者の指定基準等のポイント



地域における配送の共同化



トラック予約受付システムの導入



パレットの利用や検品の効率化

# 天然ガストラックは物流のエネルギーセキュリティ向上と大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO2やNOx、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



企画部 NGV 事業グループ 〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 Tel.03-5400-6774

http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/



東京都

# 燃料費高騰緊急対策事業 問い合わせ・送付先変更

東京都都市整備局は12月2日から、「運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」における、申請についての問い合わせ先と申請書類送付先を変更した。新しい問い合わせ先・送付先は次の通り。

○問い合わせ先  
東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局(☎03・4446・3571)※午前9時から午後6時まで

○申請書類送付先  
〒150-0043  
東京都渋谷区道玄坂1の16の6  
二葉ビル8A  
東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局 宛



## 東ト協 EVトラック説明会 メーカー車両の現状説明

東京都トラック協会は、11月28日、東ト総合会館で、令和6年度「次世代トラックの普及促進」をテーマとした説明会を開催した。

説明会では、トラックメーカー3社が市場投入しているEVトラックについて、担当者それぞれ説明するとともに、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業推進課長代理(折原岳朗氏)が「EV推進総括担当」の折原岳朗氏が「東ト協」の担当者がEVトラックの特徴、メリット、デメリットを紹介。バッテリーによる航続距離や充電時間、充電設備メンテナンスなど最新の状況について解説。また、インテック、安全装備や通信による車両管理など、各社独自の製品やサービスを紹介した。

## 都は導入促進へ補助実施

東京都は、自動車から排出される二酸化炭素などの削減を図るため、EVトラックなどを導入する事業者に対して、補助金を交付する。補助対象となるのは、①事業者(個人事業主、団体を含む)、②地方公共団体(都内の市町村および特別区)など、③またはが都内、④都の他の同種

削減を図るため、EVトラックなどを導入する場面に、同クラスのディーゼル車の車両価格との差額を補助するもの。(別掲参照)

東京都は、自動車から排出される二酸化炭素などの削減を図るため、事業者などがEVバス・EVトラックなどを導入する際に、その費用の一部を助成している。申請はオンライン申請または郵送で受け付ける。

■助成対象者 ①事業者(個人事業主、団体を含む)、②地方公共団体(都内の市町村および特別区)など、③またはが都内、④都の他の同種

事業者(個人事業主、団体を含む)、②地方公共団体(都内の市町村および特別区)など、③またはが都内、④都の他の同種

初度登録日が令和6年4月1日から9年9月30日まで、③自動車検査証における使用の本拠の位置が都内、④都の他の同種

の補助金または助成金の交付を重複して受けていない

■助成対象経費 ①助成対象車両本体の購入に係る費用+後付けの給電機能の装備費用

■助成額 ①同等燃費水準車(ディーゼル車)の車両価格との差額(上限:3500万円)※国の補助金を充当する場合、当該補助金を控除した額、②充放電装置(V2V)、公共用充電設備の導入1口につき、最大10万円/台を加算、③グリーン経営認証またはISO14001認証の場合、助成対象車両1台につき50万円を助成金額に加算

■申請受付期限(6年度) 7年3月31日午後5時必着

■実績報告の提出期限 助成事業の完了後から30日以内または9年10月29日のいずれか早い日

詳細は、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)ホームページで

▽問い合わせ先 クール・ネット東京モビリティチーム(☎050・3155・5646)

# 点描 運輸

最近業界向けニュースサイトが影響力を強めてきた。ほとんどが発表記事のストレートニュースだが、即時性があるので参考になる。そして気づくのは、中小事業者がニュースリリースを発信して物流ニュースサイトを上手に利用していることだ。重要なのはホームページの充実だが、それだけでは「物流村とその近隣」からしかアクセスしてもらえない。そこで、インバウンドマーケティングとして物流ニュースサイトの利用を重視している。

## 中小でも企業イメージ重視

企業イメージを重視する中小事業者が増えてきた。新規の取引先を開拓する狙いもあるが、それ以上に人材を確保するためには企業イメージをアップしなければならぬ。ここでも「インバウンド」とは訪外国人という意味ではなく、多くの人たちからWeb上で見つけ出しても費用は変わらないので上手に活用すれば有効であり、大手事業者と同等に宣伝することが出来る。このように頻りにニュースリリースを出して、物流ニュースサイトなどを通して発信する中小事業者が増えつつある。新卒入社女性の5人で広報部をつくり、新鮮

## HPの充実是不可欠な条件 広報の強化へSNSを活用

感性でSNSなどを重視するようにしたのである。すると4カ月後の8月には、「それを見た」と言っている男性が応募してきたという。同社が広報部を新設した。EVトラックの説明では、いすゞ自動車首都圏ソリューション営業部C N推進課の児玉涼氏が「EV」を、南関東日野自動車営業企画部販売支援グループの湯浅徹氏が「デュトロZEV」を、三菱ふそうトラック・バス南関東・甲信ふそう営業部新車営業eキャンター拡販推進担当の小沢靖氏が「eキャンター」をそれぞれ説明した。

たのは、自社の企業イメージアップだけではなく、業界全体の印象を良くしたい、といった目的もある。また、10年後の企業のあるべき姿と売上や利益目標の達成という、中期の経営計画の実現にも関連させて広報活動を位置づけている。

将来の企業ビジョンという点では、東北のある中小事業者はバックキヤスタインの発想を取り入れている。たとえ30年後の自社のあるべき姿を各人の頭に描かせ、そして、5年後までにどこまで到達しているかを考えさせるのである。これは理想から逆算する方式だ。一方、中期経営計画は現状を出発点にして、5年後の数値計画を前から3人の広報担当専

協運 WebKIIT 運賃指数

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求荷求車情報ネットワークWebKIITの成約運賃指数によると、11月の指数は140で、11月は140

高水準で推移

前月より1割増加、前年同月を1割上回った。

令和3年7月以降、前年同月を上回る状況が続いており、運賃指数は高い水準で推移している。

荷物情報(求車)登録件数は18万5448件で、前年同月比3.6%増加。成約率は13.5%で同0.8%減少した。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店  
世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当:青木)  
高島平 03-6906-5960 (担当:磯田)  
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp  
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

# 安全運転の徹底と交通事故未然防止を改めて呼びかけ

## 東ト協 運輸安全委員会

東京都トラック協会として期間中の事故ゼロを目指し、取り組みたい。会員の皆様には気を引き締めて、改めてドライバーへの安全運転指導の徹底をお願いする」と呼びかけた。

令和6年度第3回委員会(Web併用)を開催した。冒頭、森本委員長が、「都内の貨物自動車による死亡事故件数は27件で、このうち会員関係は第一当2件を含む6件。本年も残り1か月となり、すでに前年の件数を超えてしまったことは残念だが、これ以上事故の発生がないよう、東ト協では1年の締めくくりとして、安全運転の徹底と交通事故未然防止を改めて呼びかけたい。会員の皆様には気を引き締めて、改めてドライバーへの安全運転指導の徹底をお願いする」と呼びかけた。

引き続き、東京運輸支局の伊藤誠二陸運技術専門官が、国土交通省による「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の重点点検事項などについて説明。運転者に過労運転や飲酒運転防止に対する指導・啓発活動の実施を求めたほか、大型車の車輪脱落事故防止への取り組みを説明した。

また、警視庁交通部交通総務課の末次宏明交通安全組織係長が事業用貨物自動車関与の交通事故発生状況を説明。都内では交通事故による死者数が前年同期比16人増と、許試験場、5月下旬から6月初旬に表彰式(東ト総会館)を行うことを承認した(別掲参照)。

このほか、運転者教育検討小委員会(相川宏之委員長)の活動状況について報告。相川委員長が、運転者講習会・初任運転者特別講習会をスマートフォンから受講できるeラーニング方式など新たな研修方法を導入するため、現在サービスを提供している6社にヒアリングを実施し、検討・評価を行っているとして説明した。今後2社へのヒアリングを実施し、最終的には選定業者を決定すると、今後の集合教育の在り方についても検討し、来年度から助成が実施できるよう調整を進めていく。この検討結果の報告・取りまとめについては、森本委員長に一任することを承認した。最終報告は来年3月7日開催予定の6年度4回委員会での審議を経て、正副会長に諮ることとした。

また、東京都が実施している貨物車の駐車スペース無料提供事業への利用登録を求めた。報告事項として、6年秋の全国交通安全運動期間中における東ト協一斉街頭指導活動「統一実施日」、トラックフェスタTOKYO2024、第56回全国トラックドライバークンテストの実施結果について報告。都内(警視庁管内)における事業用貨物車関与の死亡事故発生状況では、11月28日に森本委員長名で安全確認の徹底による交通事故の未然防止を呼びかけている(一面に關連)。

○実科競技 5月25日/警視庁府中運転免許試験場

○表彰式 5月下旬/6月初旬/東京都トラック総会館

○一般募集期間 2月19日/3月19日

詳細は東ト協ホームページに掲載予定



用登録を求めた。報告事項として、6年秋の全国交通安全運動期間中における東ト協一斉街頭指導活動「統一実施日」、トラックフェスタTOKYO2024、第56回全国トラックドライバークンテストの実施結果について報告。都内(警視庁管内)における事業用貨物車関与の死亡事故発生状況では、11月28日に森本委員長名で安全確認の徹底による交通事故の未然防止を呼びかけている(一面に關連)。

○実科競技 5月25日/警視庁府中運転免許試験場

○表彰式 5月下旬/6月初旬/東京都トラック総会館

○一般募集期間 2月19日/3月19日

詳細は東ト協ホームページに掲載予定

# 新しい「標準的な運賃」の届出が必要

東ト協は11月22日、東ト総会館7階大会議室で、全日本トラック協会との共催により、令和6年度「標準的な運賃」活用セミナー(Web併用)を開催した。

セミナーでは、講師の日本PMIコンサルタント代表取締役の小坂真弘氏が新しい「標準的な運賃」告示(6年3月告示)の概要について、実送事業者に正当な対価が支払われるよう、①荷主などへの適正な転嫁、②多重下請構造の是正など、③多様な運賃の活用方法について、実際に運賃・料金を物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃・料金設定や、荷主との運賃交渉について、事例を参照して解説したほか、新



## 「標準的な運賃」活用セミナー

標準的な運賃、料金設定などを踏まえ、標準的な運賃および標準貨物自動車運送約款が見直されたこと、ポイントが解説された。小坂氏は、「運送業界では2024年問題というところで、人材不足や様々なコストアップにより、運賃の引き上げや取引条件の見直しが必要となっており、多くの運送事業者が荷主と交渉し、実際に運賃・料金を物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃・料金設定や、荷主との運賃交渉について、事例を参照して解説したほか、新

標準貨物自動車運送約款についても説明した。標準的な運賃の届出に際しては、運賃料金を変更し、届出書に記入し、東京運輸支局窓口へ提出することにより、届出が完了する。

令和7年度ドラコン 来年2月19日募集開始

◆競技部門 一般部門(2才・4才・11才)、トレーラ部門、女性部門 ※2才は東ト協大会のみ

○学科競技 4月24日(代替日28日) / 東京都トラック総会館

○実科競技 5月25日 / 警視庁府中運転免許試験場

○表彰式 5月下旬/6月初旬/東京都トラック総会館

○一般募集期間 2月19日/3月19日

詳細は東ト協ホームページに掲載予定

標準的な運賃」活用セミナー 11月16日(30日)

18日 東ト協チャリティゴルフ大会▽紙・パルプ専門部会東京洋紙代理店会「自主荷役改善活動」経過報告会

19日 青年部幹事会

20日 安全性優良事業所 東京運輸支局長表彰式

▽海上コンテナ専門部会役員会▽陸運関係従事者・運行管理者・整備管理者東京運輸支局長表彰式

21日 女性部女性経営者研修見学会(22日)

22日 ロジ研温故創新セミナー(23日)▽「標準的な運賃」活用セミナー

標準的な運賃」活用セミナー 12月16日(31日)

17日(火) 10時30分 労務厚生委員会(東ト総会館/Web併用)

18日(水) 16時30分 三組

20日(金) 15時 支部分務局事務局長会議(東ト総会館/Web併用)

22日(日) 14時 児童絵画作品コンテスト表彰式(東ト総会館)

27日(金) 仕事納め

標準的な運賃」活用セミナー 12月16日(31日)

19日(木) 13時 東京都交付金事業審議委員会(東ト総会館/Web併用)▽15時 総務委員会第一ホテル東京(Web併用)▽15時30分 支部分務局長会議(同)▽18時 同懇親会(第一ホテル東京)

20日(金) 15時 支部分務局事務局長会議(東ト総会館/Web併用)

22日(日) 14時 児童絵画作品コンテスト表彰式(東ト総会館)

27日(金) 仕事納め

# 寄附

東京都トラック協会 遺児等助成財団に、次の方々から寄附がありました。

◆中央支部(澤幡淳支部長) 写真①は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆深川支部(高橋圭一氏) 写真②は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆港支部(坂田生子支部長) 写真③は水野功会長に寄附金を贈呈する

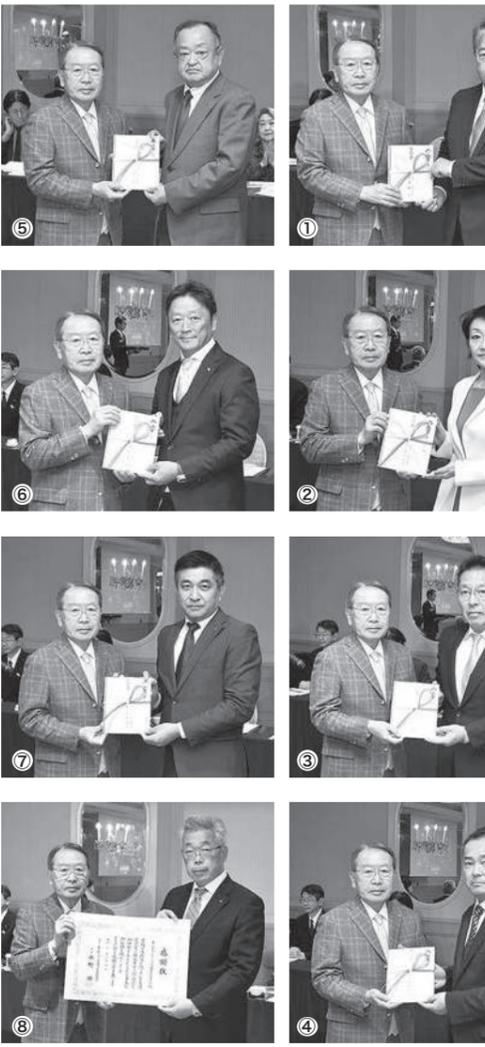
◆杉並支部(西誠支部長) 写真④は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆足立支部(島ノ海学支部長) 写真⑤は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆吉本商一副支部長(笠原史久支部長) 写真⑥は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆多摩支部(笠原史久支部長) 写真⑦は水野功会長に寄附金を贈呈する

◆大高一義委員長(水野功支部長) 写真⑧は水野功会長から感謝状を受領する大高委員長



① 中央支部(澤幡淳支部長) ② 深川支部(高橋圭一氏) ③ 港支部(坂田生子支部長) ④ 杉並支部(西誠支部長) ⑤ 足立支部(島ノ海学支部長) ⑥ 吉本商一副支部長(笠原史久支部長) ⑦ 多摩支部(笠原史久支部長) ⑧ 大高一義委員長(水野功支部長)





# 叙勲・国土交通大臣表彰受章祝賀会



## 浅井名誉会長はじめ 10氏の栄誉を祝す

東京都トラック協会は12月4日、港区の第一ホテル東京で、令和6年「叙勲・国土交通大臣表彰受章祝賀会」を開催し、長年の功績により表彰された各氏の栄誉を祝った。

今年の春の叙勲では、名誉会長の浅井隆氏(浅井・大田)が旭日小綬章を受章した。また、国土交通大臣表彰は、加藤知朗(大澤組・港)、猪又秀雄(丸秀運送・世田谷)、石井秀男(寿運送・文京)、鈴木伸一(みかさ運送・板橋)、鶴見英一(松澤運輸・北)、林秀行(ハヤシ配送サービス・墨田)、八武崎秀紀(八武崎運送・江戸川)、松本篤(松本運送・葛飾)、飯沢宗光(成光運輸・多摩)の各氏が受賞した。

祝賀会では、発起人の水野功会長があいさつに立ち、旭日小綬章受章の栄に浴された浅井名誉会長に対して、「トラック運送業界および協会に於いて、長年にわたり積み重ねてこられた数々の功績、その一つひとつが国から高く評価されたものであり、心より敬意を表する」と述べた。

また、国土交通大臣表彰受賞9氏に対して、「安全で高品質なトラック輸送を通じて、国民生活や産業活動を支えていることに加え、協会や関連団体で要職を歴任し、交通安全の防止をはじめとした街頭活動にも携わるなど、業界の発展や地域社会の振興に大きく貢献されている」とたたえた。

紹介を受けた各受章者が登壇し、水野会長が浅井氏と国土交通大臣表彰受章者を代表して、石井秀男氏に目録を贈呈した。

続いて浅井氏が謝辞に立ち、「叙勲をいただけたことで終わりではないと思っている。我々の事業を支えてくれているトラックドライバーは優良、真面目であり、ドライバーのためにも、ひと肌、ふた肌も脱ぎ、これからも頑張っていきたい」と述べた。石井氏は、「今回の受賞は、私たちがこの業界で地道にコツコツと商売をしてきた結果であり、微力ながら今後も協会活動に協力し、業界をよくしていきたい」と述べた。

また、来賓を代表して関東運輸局の藤田礼子局長が祝辞を述べ、各氏の功績をたたえ、「東京における標準的運賃の届出が進んでいる。これは、東ト協本部と支部が一丸となって高い目標を掲げた取り組みによるもの。届出をしたことで標準的運賃がすぐに収受できるわけではないが、まづは荷主との交渉で標準的運賃に近づけていくってほしい。交渉に応じないければ、状況が改善するよう適切に対応したい」と述べた。

祝賀会では、鈴木隆志副会長の発声で乾杯。歓談の後、三村偉一郎副会長が閉会のあいさつを述べ、祝賀会は閉会した。

東ト協は12月3日、千代田区のグランドアーク半蔵門で、令和6年の交通栄誉章「緑十字銅章」伝達式を開催し、水野功会長が受章各氏に対して表彰状と緑十字銅章を手渡した。

今年の受章者(カッコ内は社名・所属支部)は、指崎孝之(大拓・千代田)、岡部昭人(協和コーポレーション・杉並)、芋澤勝宏(葛飾物流・台東)、真田浩(マルコ運輸・墨田)、岸澤武史(岸澤運輸・荒川)の5氏。

伝達式であいさつに立った水野会長は、「受章者の皆様はトラック運送事業において、交通安全防止に尽



## 功績者5氏が受章

力されるとともに、それぞれの地域で活躍されるなど、その功績が高く評価されたもの」とその栄誉をたたえた上で、「事業者の立場としては物流の2024年問題への対応や、燃料価格の高騰などにより事業経営に大変な苦勞をされているが、今後とも、地域や職域における交通安全のために、さらなるご尽力をお願いする」と述べた。

来賓として、警視庁交通部交通総務課の川嶋泰雄管理官や、東京都交通安全協会の富田利雄事務局長が出席。川嶋管理官は、「これまで培われた豊富な経験と実績をいかして、引き続き貨物自動車全指導の普及啓発について広く発信していただき、都内の交通事故の減少に向けて一層の力添えをお願いする」と述べた。

この後、受章者を代表して、指崎氏が「受章の感激を心に刻み、業界はもとより、地域においても引き続き交通安全活動に尽力したい」と謝辞を述べた。

## 東ト協「緑十字銅章」伝達式

東ト協は12月3日、千代田区のグランドアーク半蔵門で、令和6年の交通栄誉章「緑十字銅章」伝達式を開催し、水野功会長が受章各氏に対して表彰状と緑十字銅章を手渡した。

今年の受章者(カッコ内は社名・所属支部)は、指崎孝之(大拓・千代田)、岡部昭人(協和コーポレーション・杉並)、芋澤勝宏(葛飾物流・台東)、真田浩(マルコ運輸・墨田)、岸澤武史(岸澤運輸・荒川)の5氏。

伝達式であいさつに立った水野会長は、「受章者の皆様はトラック運送事業において、交通安全防止に尽



トランプカハニー 唐沢なつき (31)

力されるとともに、それぞれの地域で活躍されるなど、その功績が高く評価されたもの」とその栄誉をたたえた上で、「事業者の立場としては物流の2024年問題への対応や、燃料価格の高騰などにより事業経営に大変な苦勞をされているが、今後とも、地域や職域における交通安全のために、さらなるご尽力をお願いする」と述べた。

来賓として、警視庁交通部交通総務課の川嶋泰雄管理官や、東京都交通安全協会の富田利雄事務局長が出席。川嶋管理官は、「これまで培われた豊富な経験と実績をいかして、引き続き貨物自動車全指導の普及啓発について広く発信していただき、都内の交通事故の減少に向けて一層の力添えをお願いする」と述べた。

この後、受章者を代表して、指崎氏が「受章の感激を心に刻み、業界はもとより、地域においても引き続き交通安全活動に尽力したい」と謝辞を述べた。

**運行管理者試験テキスト**  
 【貨物編】  
**過去の問題の解説と実践模擬問題**  
 【過去の問題 100問 + 模擬問題 30問】  
 定価 2,640円(税込)

令和6年版 (7月刊行) **自動車六法**  
 定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)  
 TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

**2024年問題 対応状況調査**

4年問題への対応策などについて確認するため、「2024年問題対応状況調査」を実施している。

024年問題対応状況調査」を実施している。

回答期限は来年1月15日まで。左記の二次元コードからWebアンケートフォームで回答を入力する。

二次元コード

令和6年4月から適用されています！ **自動車運転者 時間外労働の上限規制**

▶ 36協定の上限 (最長:年960時間) を超えないよう、毎月の労働時間管理をしてください。

**36協定**

【原則】 月 45 時間  
年 360 時間

【特別条項】 (臨時的な特別な事情の場合)

- ① 単月・複数月平均の上限はなし
- ② 上限年960時間
- ③ 特別条項の回数制限の適用なし

年 960H

法定労働時間 1日8時間 週40時間

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

はたらきかたスズメ 検索 詳細はこちら

東京労働局公式Xはこちらからフォローをお願いします！

東京労働局労働基準部監督課 (電話 03-3512-1612)

# トラック運送業 「職場のハラスメント撲滅月間」です

NACマネジメント研究所 所長  
小林 弘和(社会保険労務士)

## 12月は 「職場のハラスメント撲滅月間」です



毎年12月は厚生労働省が「職場のハラスメント撲滅月間」と定めており、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの気運を盛り上げるための、集中的な広報・啓発活動等が行われていることとなります。

2022(令和4)年4月1日から、労働施策総合推進法により、中小企業においてもパワーハラスメント(パワハラ)防止措置が事業主に義務化されたにもかかわらず、パワハラをはじめとするハラスメントに係る労使トラブルが増加しています。そこで今回は、改めて「企業におけるハラスメントへの対応強化の必要性」についてご確認いただきたいと思えます。

### 1 ハラスメントの現状について

「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、民事上の個別労働紛争の内容別で、「いじめ・嫌がらせ(ハラスメント)」の件数が19.1%と約5分の1を占めて最多となり12年連続で最多となっていること、また、別統計となった労働施策総合推進法(パワハラ関係)の施行状況においても、パワハラに関する相談が6万53件(95.5%)と最も多くなっていることなどから、企業内における労務トラブルを防止する観点からも、企業のハラスメント対策が労務管理上の重要な課題となっているものと考えられます。

また、「令和5年度過労死等の労災補償状況」によると、企業で対応に苦

クシアルハラスメント(セクハラ)を受けた」が103件となっており、業務・職場が原因と考えられる精神疾患のうち約45.8%が、ハラスメントが主な原因となっている状況が見て取れます。

これらのことから、ハラスメントの防止対策の強化は、各企業にとって労務トラブルやメンタル不全の問題を発生させないような範囲にとどまらず、重要な課題であると考えられます。

### 2 パワハラとは

ハラスメントのなかでも、現在最も問題となるのが多いのがパワハラ(職場におけるパワハラ)の類型

職場におけるパワハラは、状況は多様ですが、代表的な言動の類型としては、次のものがあるとされています。

(1)パワハラ定義など  
職場におけるパワハラとは、次の3つの要素をすべて満たすものをいうとされています。

①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)

なお、適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラには該当しないものとされていますが、内容的には業務上必要かつ相当な範囲にとどまらず、措置を講じなければならぬとされています。

①事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発、②相談(苦情を含む)に適切に対応する、③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)、③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)、④過度な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なこと)、⑤過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること)、⑥個人の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

(3)事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容  
事業主は、当該事業主が雇用する労働者または当該事業主が行う職場におけるパワハラを防止するため、雇用管理上、次の措置を講じなければならぬとされています。

①事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発、②相談(苦情を含む)に適切に対応する、③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

このなかで、特に重要なポイントとなるのは「事後の迅速かつ適切な対応」

であり、実際に問題が生じた際に企業の講じる被害者への必要な配慮措置と、加害者の適切な処分などの対応により、従業員がパワハラ撲滅に対する企業の取り組みの本気度を認識することにつながります。

3 パワハラ以外のハラスメントについて  
パワハラ以外のハラスメントとして、既に企業に雇用管理上の措置を講じていることが義務付けられているセクハラおよびマタニティハラスメントのほか、今後は顧客や取引先、施設利用者、その他の利害関係者が行うカスハラ(顧客や取引先に対するハラスメント)の対策も必要となります。

職場におけるハラスメントは、労務管理上大きな問題であり、人材の採用および定着を図ることを阻害する大きな要因の一つとなつてしまつてい

ます。人材の確保・定着を図るための職場環境の改善のための重要課題として、「ハラスメントのない職場づくり」に「一層の取り組みを行っていただきたい」と思っています。

### パズル クイズ

by 冨根 雅也

シークワーズ

ルールに従ってリストにある言葉を盤面から探してください。全部探しても盤面に残る文字がいくつかあるので、それらを並べ替えてできる言葉は何でしょう?

ハカキゾメジハトゴシ	ツコネカノヤヨジヨオ
ヒノネガマジヨウトバソ	ノニエマミガオトソシ
デカシウキツモセギレコ	ウキシメゾデマンリハシ
モキユウカミンリヨネト	ツツマドカザクヨウハ
ハンタンガヅリウツハ	ダゲアコタルカリキ

【解答】

リスト	ソウニ(雑煮)
オセチリヨウリ(おせち料理)	タコアゲ(扇揚げ)
オトソ(お屠蘇)	タヅクリ(田作り)
カガミモチ(鏡餅)	デゾメシキ(出初式)
カキソメ(蕎麦初め)	トシコシソバ(年越し蕎麦)
カズノコ(数の子)	ネンガジヨウ(年賀状)
カドマツ(門松)	ネンマツ(年暮)
カルタ(かるた)	ハコネエキデン(箱根駅伝)
ガンタン(元旦)	ハツウリ(初売り)
キュウカ(休暇)	ハツヒノデ(初日の出)
コタツ(炬燵)	ハツモウデ(初詣)
シゴトハジメ(仕事始め)	ハツユメ(初夢)
シメカザリ(しめ飾り)	ハネツキ(羽根つき)
シヨウガツ(正月)	ハレギ(晴れ着)
ジヨウノカネ(除夜の鐘)	ミカン(蜜柑)

### ルール

- ・リストの言葉を、タテ・ヨコ・ナナメのいずれか一直線に探してください。下から上、右から左に探すこともあります。
- ・途中で曲がったり、他の文字を飛び越したりしてはいけません。
- ・同じ文字を複数の言葉で使うことがあります。

【例題】

ネ	ツ	キ
コ	ヌ	カ
タ	ブ	イ

※例題では文字は残りません。

リスト イカ イヌ キツネ タコ タヌキ ネコ フタ

### 応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。

☆インターネットでの応募も可能です。  
<https://www.totokyo.or.jp/>

☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東トラ協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

- 宛先(はがき応募の場合)  
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8  
(一社)東京都トラック協会  
総務部広報・情報G「トラック時報」係
- 締め切り  
12月末日(正解は令和7年1月10日号に掲載)
- ★11月10日号「ナンバーレース」の正解は「6(5+1)」でした。

### ポケット

師走に入り、1年の経過の速さを感じる。「1年が終わるのが速い」「毎日があつたという間に過ぎていく」という、時間の流れの速さを実感する人は少なくないだろう。しかし、時間は昔も今も変わらない。音や光は知覚で感じることができ、時間の感覚器官はない。個々で感じ方は異なるものの、太陽光の変化や実体験の数、感情や空間を組み合わせて時の経過を測っていることがいえる。

幼少期は、1年がすごく長く感じた。歳を重ねるごとに、そのスピードが増すのはなぜか。そこには、体験の数が影響している。子どもの頃は

### 大江戸散歩

第149回

まちかど写真家 筑峯 総太

初めて体験が多く、その理解と処理能力の差に、世代の感覚認識が異なってくる。裏腹に新鮮な体験や感情の高ぶりが少ないと、時間が速く過ぎるように感じる訳だ。この現象を心理学的に示したのが、フランスの哲学者、ポール・ジャネー。同氏が考案した「ジャネーの法則」は、「生涯のある時期における時間の心理的長さは、年齢の逆数に比例する」という。すなわち年齢に反比例し、年数によつて1年の相対的な長さが小さくなっていくことで、時間が速く感じるという考えである。

大田区の蒲田駅に寄り添う東急蒲田線沿線の屋上に、「幸せの観覧車」(写真)がある。今となつては、都内唯一の屋上観覧車である。かつて百貨店の屋上には多くのミニ遊園があり、子ども連れ客を屋上に引き上げ、各フロアに降ろしていく営業戦略でもあつた。

2人も乗ればいっぱいサイズのゴンドラに乗り、ゆつくりとした時の経過を味わい童心に戻る。乗車時間は見た目よりも速く過ぎ去つてしまつた。今年も残り1か月を切つた。来年は新たな物事にチャレンジしたい。そうしなければ、時間はあつたという間に過ぎてしまう。

### 「時間旅行」

初めは体験が多く、その理解と処理能力の差に、世代の感覚認識が異なってくる。裏腹に新鮮な体験や感情の高ぶりが少ないと、時間が速く過ぎるように感じる訳だ。この現象を心理学的に示したのが、フランスの哲学者、ポール・ジャネー。同氏が考案した「ジャネーの法則」は、「生涯のある時期における時間の心理的長さは、年齢の逆数に比例する」という。すなわち年齢に反比例し、年数によつて1年の相対的な長さが小さくなっていくことで、時間が速く感じるという考えである。

### 三丁目

今年も昨年を引き続き、「観測史上初の○○」の○○に目を惹かれています。去に例をみない○○「記録的な○○」といった表現の二ユースが多かつた気がする。元日には能登半島をM7.6の大地震が襲い、改めて「災害列島」を痛感した。その後も頻りに地震、台風、豪雨災害が列島各地に甚大な被害をもたらした。◆復旧・復興へ道半ばの能登半島には9月、豪雨が追い打ちをかけ、11月にM6.6の地震が再び住民を不安に陥れた。文字通り「心折れ、精魂尽き果てる」散々な状況にある。◆異常気象は季節の移ろいをも左右する。夏から秋を飛び越えて冬がやってきた。一気に温かい料理が恋しい季節となり、思いついたのが石川県のアテナショップ「八重洲いしかわテラス」だつた。◆「能登おでん」「献上加賀棒茶」や地酒などを購入。併せて買った若狭塗りの箸で北陸名産品の具材に舌鼓を打つた。少々「応援消費」のお手伝いできたかと勝手に自己満足に浸つた。◆だが、支援の対象地域は広がる一方である。七転び八起きの気持ちにも限界がある。「過去に例をみない、記録的な支援の輪」が必要だ。